## 委員長報告【請願】

(令和6年第1回定例会)

## 【総務市民委員長報告 (請願)】

総務市民委員会に付託されました請願につきまして、その 審査の経過と結果を御報告いたします。

請願9号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたしました。

委員から「請願の趣旨は十分承知しているが、検討するべき課題がまだあるのではないかと考えるので、今の時点には替同できない」との意見がありました。また、委員かお別との意見がありました。また、委員が祝祝 ( 神市の男女共同参画推進計画で定めている指標の達成状況相どうか」との質疑があり、当局から「女性管理職(課長計画値を対しまが、女性の表別といる市間にはない状況である」との答案会女性委員の割らたまだ平等をではない、大性管理職の割合や審議会女性委員の割もありました。ない状況である。女性の人権を尊重していまり、と考えない状況である。女性の人権を尊重してい意見がありました。

採決の結果,請願9号は賛成多数で採択すべきものと決し ました。

以上で報告を終わります。

## 【健康福祉委員長報告(請願)】

健康福祉委員会に付託されました請願につきまして、その 審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願11号第9期高齢者いきいきプラン21介護保険の負担軽減についての主旨1、3を議題といたしました。

主旨1について、委員から「本市の介護保険の加入者は73%が収入150万円未満の方である。保険料を払っているが利用料が払えないためサービスを受けることをあきらめている人もいる。このままでは、介護保険制度そのものが破綻してしまう恐れがあるため、国が責任をもって必要な介護サービスを受けられるようにすべきである」との意見がありました。重ねてお願いしたい」との意見がありました。

主旨3について、委員から「本市も利用料の7割を助成し ているが、船橋市では、世帯がひとり増えるごとに収入50 万円、資産100万円を加算した額としている。市民は何か あった場合に備え,100万円ほどは貯金をしているのは当 たり前であると思う。本市の100万円という基準を変え、 利 用 で き る よ う に す べ き で あ る 」 と の 意 見 が あ り ま し た 。 ま た,委員から「現在の本市の利用料減免制度の利用者は」と の質疑があり、当局から「令和4年度時点で、36人であ る」との答弁がありました。また、委員から「保険料・利用 料減免制度を拡充したことによる効果は」との質疑があり、 当局から「保険料を減免した分収入がなくなるため,他の方 の保険料で賄うことになる。また利用料を減免した分は一般 会計から補填しているため,支出が増えることとなる」との 答弁がありました。また、委員から「給付と負担について市 民理解が必要と考えるが」との質疑があり、当局から「介護 保険については40歳以上の方に加入していただいており、 それぞれの方が負担能力に応じた保険料、利用料の一部を負 担 し て い た だ く こ と で 制 度 が 成 り 立 っ て い る 。 低 所 得 者 の 方

に対して減免を続けることは不公平であり、しっかり負担している方に対して不誠実であると考える。今後高齢化が進むことで介護保険料の負担が増加することは防がなければならず、市としては、可能な限り健康寿命を延伸してもらうための施策を講ずることが必要である」との答弁がありました。

採決の結果,請願11号の主旨1は全会一致で採択すべき ものと,主旨3は賛成少数で不採択すべきものとそれぞれ決 しました。

次に、請願12号2024年度柏市国民健康保険料の負担軽減についての主旨1から4を議題といたしました。

主旨1について、委員から「国保は社会保障であり、健康を守るため、受診する権利、健康を守るため、受診する権利、保障をおいるのないにつない。それる。に自治体・加入者に負担を強いるの意見がありました。国の働きかけるのもらいたのであり、当局から「全国認でしたらがいるのが、な要望時期は分かり、当局から「全国認でした。であると解釈した」との意見がありました。

主旨2について、委員から「お知らせ方法はどのように行っているのか」との質疑があり、当局から「市のホー」に掲載している」との答弁がありました。また、委員から確認のようにはわかりやすく掲載されていることが数かできた。「こんにちは国保です!」は、文字数やページをは国保です!」は、文字数やページをありまた。「こんにちは国保です!」は、文字数やページをありまた。「伝わる情報提供」には至っていなのまく、本市が掲げる「伝わる情報提供」にはきたい」との意見がありました。また、委員から「「こんにちは国保です!」はどのくらいの周期で配付しているのか」との質疑があり、はどのくらいの周期で配付しているのか」との質疑がありには、ないののののののののののののののののので記しているのか」との質疑があり、

当局から「保険証の更新のタイミングで同封して送っている。 随時加入される方については、その手続の際にお渡ししてい る」との答弁がありました。

主旨3について、委員から「県内で10の自治体が資格証明書を発行していない。本市も資格証明書の発行を中止44 市はいがどうか」との質疑があり、当局から「県内44 市はしており、中核市にお資格証明書を出しており、中核市にお資格証明書を出しており、中核市にお資格証明書を出いてが分理由でいる。県内自治体におことが、発行しいい理由のとを可能なと対象者がいなとの答弁があしている。また、委員のでは法が定めたがありました。また、委員の質疑がありました。するしない場合、法的措置はあるのか」との答弁がありました。

主旨4について、委員から「毎年8、500円値上げするわけではなく、毎年保険料を見直していくという理解でよいか」との質疑があり、当局から「毎年8、500円値上げすることを確約するものではない」との答弁がありました。ではってはここで話すことでがはならないではここで話すことではない。これからはできちんと考えてもらわなければならない。これから団地世代が後期高齢者になる中、持続性を考えたときに保険料の値上げはやむを得ない」との意見がありました。

採決の結果,請願12号の主旨1から4はいずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

## 【教育子供委員長報告(請願)】

教育子供委員会に付託されました請願につきまして、その 審査の経過と結果を御報告いたします。

請願10号小中一貫校(義務教育学校)についてを議題といたしました。

委員から「義務教育学校に編入や転校する方もいると思う が、そのような場合に年代別にどのようなフォローをしてい くのか検討しているか」との質疑があり,当局から「他の学 校 と 同 じ 内 容 を 学 習 指 導 要 領 に の っ と っ た 形 で 教 え て い く も のになるため、過不足なく実施しなければならないと考えて いる。また、制服や教材であったりと保護者の負担が生じる ものについては、できるだけ新たな負担が発生しないような 配慮を考えなければならないと考えている」との答弁があり ました。また、委員から「市民、保護者、現場の教職員等の 方から様々な賛否の声を聴き、しっかりと議論した上で進め ていただきたい」との意見がありました。また、委員から 「令和10年開校を目標に逆算した結果,令和6年度で設計 予算を計上しないと間に合わないとなってしまっている。し かし,市民や教職員の間でも関心が高まっている状況もある ことから議会でもより議論をする必要があると考えている。 仮に,今回の議案が可決された場合でも予算執行をせず,一, 二年は議論を重ねていくことを願う」との意見がありました。 また、委員から「現場の先生がどこまで頑張って子供たちに 向き合ってもらえるか、これが一番大きいとは思うが、今回 の義務教育学校に関しては検討をすべきである」との意見が ありました。また、委員から「先日教育長が教育行政方針の 中で、保護者や地域住民を対象とした説明会を開催しており、 今後地域住民等による協議体も設置する、と述べており、課 題があればその都度よりよい教育体制となるように議論して いきたい」との意見がありました。また、委員から「今回の 請願主旨に対し、執行部による今後の予定があれば聞きた

い」との質疑があり、当局から「説明動画のホームページ公開のほか、地域への説明会を実施予定である。また、地域の方や学校関係者に入ってもらう地域協議会を設立し、意見交換を重ねていきたい」との答弁がありました。

採決の結果, 請願10号は可否同数で委員長採決により不 採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。